

公 告

次のとおり一般競争入札に付することとしたので、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）第9条の規定により公告する。

令和7年2月3日

三原市長 岡 田 吉 弘

1 調達内容

(1) 事業名称

三原市役所本庁舎自動販売機設置事業

(2) 事業概要

市有資産の有効活用及び新たな歳入確保を目的として、三原市役所本庁舎内に自動販売機を設置させる。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

※ 更新は行わない。

(4) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

物件番号	施 設	貸付場所	添付図面	貸付面積	
①	三原市役所本庁舎	1階	①	図面番号①	1.53㎡
②	〃	2階	②	図面番号②	1.53㎡
③	〃	3階	③-1	図面番号③-1	1.8㎡
		5階	③-2	図面番号③-2	1.53㎡
		計			3.33㎡
④	〃	8階	④	図面番号④	1.8㎡

※1 開庁日は、月曜日から金曜日（土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。）

※2 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

※4 物件番号①②④の主な利用者は来庁者及び市職員であり、物件番号③の主な利用者は市職員である。

※5 入札申込にあたっては、必ず現地の現況等を確認して申し込むこと。

(5) 入札方法

物件番号ごとに、貸付期間中の年額の貸付料（消費税及び地方消費税を除

く。)で入札に付する。

※ 複数の物件に応募することも可能である。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を除いた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれかの日においても、広島県及び三原市の入札指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- (7) 三原市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札手続等

- (1) 三原市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）の公開場所、公開期間及び入手方法
 - ア 公開場所
三原市役所ホームページ
 - イ 公開期間
令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 17 日（月）まで
 - ウ 入手方法
三原市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等の確認
 - ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、募集要領に明記されている入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り、入札の対象と

する。

イ 提出期限

令和7年2月17日（月）午後5時15分まで

ウ 提出先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
三原市 総務部 総務課（三原市役所本庁舎4階）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）による。前記イの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年2月28日（金）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札日

令和7年3月6日（木）

イ 入札時間

- （ア）物件番号①の入札時間：午前10時00分
- （イ）物件番号②の入札時間：午前10時15分
- （ウ）物件番号③の入札時間：午前10時30分
- （エ）物件番号④の入札時間：午前10時45分

ウ 場所

三原市港町三丁目5番1号
三原市役所本庁舎（3階）会議室303

エ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 三原市契約規則第12条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (3) 入札者に求められる義務
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、その他三原市契約規則第 18 条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は募集要領及び三原市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集に係る仕様書による。

6 問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市 総務部 総務課 (三原市役所本庁舎 4 階)

電話 (0848) 67-6022 ファクシミリ (0848) 64-7101

E メール somu@city.mihara.hiroshima.jp